

秘

文部科学省 平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

公立用



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

※この調査票は統計以外の目的には使用いたしません。

調査Ⅰ 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

都道府県番号※1	都道府県(市区町村)名	設置区分※2	学校名	国立大学 法人名※3	大学
記入者名	所属課名※4	電話番号	e-mail		

※1 都道府県番号は、学校基本調査における番号と同じものとする。(市区町村教育委員会、学校においては記入不要。)

※2 設置区分については、国立学校(国立大学法人)「1」、公立学校(教育委員会)「2」、私立学校(私立学校主管部課)「3」を記入する。(以下同じ。)

※3 国立大学法人のみ記入する。 ※4 所属課名は、学校にあっては記入者の職名を記入する。

記入に当たって

(1) 暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。), 「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。), 「対人暴力」(対教師暴力, 生徒間暴力の対象者を除く。), 学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が次の例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象とすること。

- 「対教師暴力」の例
 - ・指導されたことに激昂して教師の足を蹴った。
 - ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた。
 - ・定期的に来校する教育相談員を殴った。
 - ・教師の胸倉をつかんだ。
 - ・養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた。
 - ・その他、教職員に暴行を加えた。
- 「生徒間暴力」の例
 - ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
 - ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた。
 - ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた。
 - ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた。
 - ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。
 - ・その他、何らかの人間関係がある児童生徒に対して暴行を加えた。
- 「対人暴力」の例
 - ・学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
 - ・偶然通り掛かった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。
 - ・登下校中に、通行人にけがを負わせた。
 - ・その他、他者(対教師及び生徒間暴力の対象を除く。)に対して暴行を加えた。
- 「器物損壊」の例
 - ・教室の窓ガラスを故意に割った。
 - ・補修を要する落書きをした。
 - ・学校備品(カーテン、掃除道具等)を故意に壊した。
 - ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した。
 - ・トイレのドアを故意に壊した。
 - ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
 - ・他人の私物を故意に壊した。

(2) 1件の暴力行為につき、「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」のいずれか一つの形態として分類すること。その際、態様として、対教師暴力とそれ以外の形態との複合である場合には「対教師暴力」として扱い、生徒間暴力と対人暴力又は器物損壊との複合である場合には「生徒間暴力」として扱い、対人暴力と器物損壊との複合である場合には「対人暴力」として扱うこと。

(3) 暴力行為の発生を「学校の管理下」「学校の管理下以外」別に記入すること。ただし、「器物損壊」については「学校の管理下」で起きた場合のみを記入すること。

1 「学校の管理下」で起きた暴力行為とは以下のものをいう。

- ① 校内で起きた暴力行為(年末年始の休業日など学校としての教育活動が行われていない日・時間帯で起きた場合を除く。)
- ② 教育課程に基づく校外活動(修学旅行、遠足、社会体験活動等)中に起きた暴力行為
- ③ 校外での部活動中に起きた暴力行為
- ④ 通常の時間帯、通学路での登下校中(学用品の購入、工事現場のう回など、合理的な理由による寄り道や回り道をした場合を含む。)に起きた暴力行為

※ 本調査における「学校の管理下」は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第26条を参照すること。

2 「学校の管理下以外」で起きた暴力行為とは、「学校の管理下」で起きた暴力行為以外の暴力行為をいう。

(4) 暴力行為の中には、いじめに該当するものもあり、その場合には、「調査Ⅱ いじめの状況」のいじめの認知件数にも計上すること。

(5) 小・中・高等学校を卒業した児童生徒が、卒業式後3月31日までの間に起こした暴力行為については、当該小・中・高等学校の児童生徒が起こした暴力行為とすること。

1. 暴力行為の発生学校数等

区 分		(1) 学校総数 校	(2) 発生学校数 校	(3) 発生件数 件	(4) 加害児童生徒数 人	※確認用
小 学 校	学校の管理下	—				0
	学校の管理下以外	—				0
	小 計		0	0	0	0
中 学 校	学校の管理下	—				0
	学校の管理下以外	—				0
	小 計		0	0	0	0
高 等 学 校	学校の管理下	—				0
	学校の管理下以外	—				0
	小 計		0	0	0	0
合 計	学校の管理下	—	0	0	0	0
	学校の管理下以外	—	0	0	0	0
	合 計		0	0	0	0

都道府県番号	0
国公私	0

(注1) 【国立大学法人，教育委員会，私立学校主管部課，株式会社立学校を認定した市町村担当部課のみ該当】

「学校総数」の欄は、「平成28年度学校基本調査」と同一になるように記入すること。(小学校にあっては本校と分校の合計数に義務教育学校前期課程の学校数を加えた数，中学校にあっては本校と分校の合計数に義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程の学校数を加えた数，高等学校にあっては全日制校，定時制校，通信制校及び併置校の合計数に中等教育学校後期課程の学校数を加えた数になるように記入すること。なお，本校と分校はそれぞれ1校として計上すること。)

(注2) 「発生学校数」の欄は，学校の管理下・学校の管理下以外の区分ごとに「発生件数」の欄に1件以上の暴力行為を計上した学校において「1」を記入する。

(注3) 「発生件数」の欄は，「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」のそれぞれの発生件数の合計と一致させること。

(注4) 「加害児童生徒数」の欄は，学校の管理下・学校の管理下以外の区分ごとに実人数を記入する。(例)1人の加害児童生徒が学校の管理下の対教師暴力と学校の管理下の生徒間暴力の両方に計上されている場合，1人と数える。

(注5) 「※確認用」の欄は，「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」の発生件数を合計した数値を表示している。

2. 対教師暴力の状況

区 分		(1) 発生学校数 校	(2) 発生件数 件	(3) 加害児童生徒数 人	(4) 被害教師数 人
小 学 校	学校の管理下				
	学校の管理下以外				
	小 計	0	0	0	0
中 学 校	学校の管理下				
	学校の管理下以外				
	小 計	0	0	0	0
高 等 学 校	学校の管理下				
	学校の管理下以外				
	小 計	0	0	0	0
合 計	学校の管理下	0	0	0	0
	学校の管理下以外	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0

(注1) 【国立大学法人，教育委員会，私立学校主管部課，株式会社立学校を認定した市町村担当部課のみ該当】

複数の学校の児童生徒に係る暴力行為の「発生学校数」「発生件数」については，「1件」が複数校にまたがって発生したものとして扱うこと。

(例) 3校の生徒にまたがる事件については，発生件数1件，発生学校数3校と数える(以下同じ)。

(注2) 「発生件数」の欄は延べ数，「加害児童生徒数」，「被害教師数」の欄は実人数を記入する。

(例) 1人の児童生徒が学校の管理下で同じ教師に対して3回対教師暴力を起こした場合，発生件数3件，加害児童生徒数1人，被害教師数1人とする。

3. 生徒間暴力の状況

区 分		(1) 発生学校数 校	(2) 発生件数 件	(3) 加害児童生徒数 人	(4) 被害児童生徒数 人
小 学 校	学校の管理下				
	学校の管理下以外				
	小 計	0	0	0	0
中 学 校	学校の管理下				
	学校の管理下以外				
	小 計	0	0	0	0
高等 学 校	学校の管理下				
	学校の管理下以外				
	小 計	0	0	0	0
合 計	学校の管理下	0	0	0	0
	学校の管理下以外	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0

都道府県番号	0
国公私	0

(注1) 「発生件数」の欄は延べ数、「加害児童生徒数」、「被害児童生徒数」の欄は実人数を記入する。

(注2) 「加害児童生徒数」について、加害・被害の別が判明しない児童生徒がいる場合には、加害児童生徒数に含めること(以下同じ)。

4. 対人暴力の状況

区 分		(1) 発生学校数 校	(2) 発生件数 件	(3) 加害児童生徒数 人	(4) 被害者数 人
小 学 校	学校の管理下				
	学校の管理下以外				
	小 計	0	0	0	0
中 学 校	学校の管理下				
	学校の管理下以外				
	小 計	0	0	0	0
高等 学 校	学校の管理下				
	学校の管理下以外				
	小 計	0	0	0	0
合 計	学校の管理下	0	0	0	0
	学校の管理下以外	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0

(注) 「発生件数」の欄は延べ数、「加害児童生徒数」、「被害者数」の欄は実人数を記入する。

都道府県番号	0
国公私	0

5. 器物損壊の状況

区 分	(1) 発生学校数 校	(2) 発生件数 件	(3) 加害児童生徒数 人
小 学 校			
中 学 校			
高 等 学 校			
合 計	0	0	0

(注1) 「発生件数」の欄は延べ数、「加害児童生徒数」の欄は実人数を記入する。

(注2) 在籍児童生徒が起こしたものであることは明らかであるが、加害児童生徒を特定できない場合についても計上すること。この場合、発生学校数1校、発生件数1件、加害児童生徒数0人となる。

6. 学年・男女別加害児童生徒数

(単位：人)

区 分	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合 計			※確認用 加害児童生徒数
	(1) 男	(2) 女	(3) 男	(4) 女	(5) 男	(6) 女	(7) 男	(8) 女	(9) 男	(10) 女	(11) 男	(12) 女	(13) 男	(14) 女	(15) 計	
小 学 校													0	0	0	0
中 学 校							-	-	-	-	-	-	0	0	0	0
高 等 学 校									-	-	-	-	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 合計欄の(15)計の加害児童生徒数は、「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」の加害児童生徒数の合計とそれぞれ一致するようにすること。なお、延べ人数となることから、実人数を記載している「1. 暴力行為の発生学校数等」の「(4) 加害児童生徒数」の合計とは一致しない場合もある。

(注2) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。

「※確認用」の欄は、「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」の加害児童生徒数を合計した数値を表示している。

7. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数

(単位：人)

区 分	学校の措置	退学・転学		(3) 停 学	(4) 出席停止	(5) 自宅学習 自宅謹慎	(6) 訓 告	(7) 計
		(1) 懲戒処分 としての退学	(2) その他					
小 学 校	学校の管理下	—		—		—		0
	学校の管理下以外	—		—		—		0
	小 学 校 計	—	0	—	A 0	—	0	0
中 学 校	学校の管理下			—		—		0
	学校の管理下以外			—		—		0
	中 学 校 計	0	0	—	B 0	—	0	0
高 等 学 校	学校の管理下				—			0
	学校の管理下以外				—			0
	高 等 学 校 計	0	0	0	—	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0

都道府県番号	0
国公私	0

- (注1) 「加害児童生徒に対する学校の措置」は、「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」で回答した加害児童生徒全員を対象に、該当する項目がある場合に記入する。
- (注2) 「退学・転学」中の「(1) 懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。「(2) その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、公立学校における「(1) 懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び同条第3項の併設型中学校のみが想定されている。
- (注3) 「(3) 停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。
- (注4) 【公立学校のみ該当】「(4) 出席停止」とは、学校教育法第35条又は第49条に基づく措置をいう。
【教育委員会のみ該当】「出席停止」の欄のA、Bの人数は、調査Ⅶの「4. 出席停止の理由別件数」の「小計」のA、Bの人数と同じか、それ以下になる。
- (注5) 「(6) 訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。
- (注6) 複数の措置をとった場合は、調査票の左側に位置する措置を選択すること。(例) 「(4) 出席停止」と「(6) 訓告」に該当する場合は、出席停止とする。

8. 加害児童生徒に対する関係機関の措置別人数

(単位：人)

区 分	最終的な措置又は 現在の状況	(1) 警察の補導 <small>(家庭裁判所送致等されず、警察限りで処理されたもの)</small>	(2) 家庭裁判所 <small>(不処分、審判不開始を含む)</small>	(3) 少年刑務所	(4) 少年院	(5) 保護観察	(6) 児童自立 支援施設	(7) 児童相談所	(8) 計
		小 学 校	学校の管理下			—			
	学校の管理下以外			—					0
	小 学 校 計	0	0	—	0	0	0	0	0
中 学 校	学校の管理下			—					0
	学校の管理下以外			—					0
	中 学 校 計	0	0	—	0	0	0	0	0
高 等 学 校	学校の管理下								0
	学校の管理下以外								0
	高 等 学 校 計	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 「加害児童生徒」に対する「関係機関の措置」は、「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」で回答した加害児童生徒全員を対象に、該当する項目がある場合に、最終的な措置について、その人数を記入すること。なお、少年鑑別所に送致・収容のケースについては、家庭裁判所の欄に含めて記入すること。また、措置が確定していない場合は、平成29年3月31日現在の状況について記入すること。

調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

※この調査票は統計以外の目的には使用いたしません。

都道府県番号※1	都道府県(市区町村)名	設置区分※2	学校名	国立大学 法人名※3	大学
記入者名	所属課名※4	電話番号	e-mail		

- ※1 都道府県番号は、学校基本調査における番号と同じものとする。(市区町村教育委員会、学校においては記入不要。)
- ※2 設置区分については、国立学校(国立大学法人)「1」、公立学校(教育委員会)「2」、私立学校(私立学校主管部課)「3」を記入する。
- ※3 国立大学法人のみ記入する。 ※4 所属課名は、学校にあっては記入者の職名を記入する。

記入に当たって

- (1) いじめの定義
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)。(以下「法」という。))第2条第1項)をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
- (注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立つて行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにすること(例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。))
- (注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- (注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- (注4) 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- (注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (注6) その他、本調査の記入に当たっては、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査の手引」5ページの「いじめの状況」に関する説明を十分に参照すること。
- (2) 「いじめ」の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の「生徒間暴力」の件数にも計上すること。
- (3) いじめる児童生徒といじめられた児童生徒が異なる学校に在籍する場合、原則として、1、3、4、5、6、7、8(3)のいじめられた児童生徒の状況については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入し、8(1)(2)のいじめる児童生徒の状況については、いじめる児童生徒が在籍する学校において記入する。2については、警察に相談・通報した学校において記入することとして、学校間で連携を取りつつ記入すること。その際、いじめる児童生徒、いじめられた児童生徒双方が相談・通報した場合については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入することとする。

1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数

区 分	(1) 学校総数 (単位:校)	(2) 認知した学校数 (単位:校)	(3) 認知していない 学校数(単位:校)	(4) 認知件数(単 位:件)	※確認用
小学校					0
中学校					0
高等学校					0
特別支援学校					0
計	0	0	0	0	0

- (注1) いじめの認知に当たっては、いじめはどの子供にも起こり得るものであることを十分認識することが必要である。このため、アンケート調査を実施した上で、これに加えて、「個別面談」、「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等を活用したりするなどの方法により、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を必ず設けるとし、個々の児童生徒の状況把握を十分に行うなど、いじめの早期発見のための取組を積極的に行う必要がある。
- (注2) 【国立大学法人、教育委員会、私立学校主管部課、株式会社立学校を認定した市町村担当部課のみ該当】
「(1) 学校総数」の欄は、小・中学校及び特別支援学校においては「平成28年度学校基本調査」と同一になるように記入すること。(小学校にあっては本校と分校の合計数に義務教育学校前期課程の学校数を加えた数、中学校にあっては本校と分校の合計数に義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程の学校数を加えた数になるように記入すること。)
高等学校においては、全日制校、定時制校、通信制校、中等教育学校後期課程は1校、全定置校や通信制併設校等は全日制、定時制、通信制それぞれ1校として計算し、その合計数を記入すること。なお、本校と分校もそれぞれ1校として計上すること。
- (注3) 【学校のみ該当】
「(2) 認知した学校数」には、平成28年度間において、上記の定義に該当するいじめを1件以上認知した場合、「1」を記入する。複数の学校の児童生徒に係るいじめについては、いじめを受けた児童生徒の在籍する学校ごとにそれぞれ1校と扱う。「(3) 認知していない学校数」には、平成28年度間において、上記の定義に該当するいじめを一切認知しなかった場合、「1」を記入する。高等学校の全定置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

※注記は7ページ(注4～6)に続く。

都道府県番号	0
国公私	0

- (注4) 【国立大学法人，教育委員会，私立学校主管部課，株式会社立学校を認定した市町村担当部課のみ該当】
「認知した学校数」には，平成28年度間において，上記の定義に該当するいじめを認知した学校数を記入する。「認知していない学校数」には，平成28年度間において，上記の定義に該当するいじめを認知しなかった学校数を記入する。なお，「いじめを認知した学校数」と「いじめを認知していない学校数」の合計は，「学校総数」と同じかそれ以下となる。（休校等によりいずれにも該当しない学校があり得るため。）
- (注5) 「認知件数」には，平成28年度間において，上記の定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際，同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う。
なお，いじめる児童生徒が他校の者である場合や特定できていない場合であっても，認知件数に含めること（その場合，いじめの「認知件数」は，いじめられた児童生徒の実人数であることに留意し，具体的ないじめの行為の回数を記入しないよう注意すること。以下同じ。）。
(例) A君がB君，C君，D君にいじめを受けた場合は1件として数える。E君とF君がG君にいじめを受けた場合は2件として数える。
高等学校の全定併置校や通信制併設校等は，全日制，定時制，通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。
- (注6) 「※確認用」の欄は，「いじめを認知した学校数」と「いじめを認知していない学校数」を合計した数値を表示している。

2. 警察に相談・通報した件数

区 分	(1) いじめを認知した学校数 (単位：校)	(2) うち，警察に相談・通報した学校数 (単位：校)	(3) いじめの認知件数(単位：件)	(4) うち，警察に相談・通報した件数 (単位：件)
小 学 校	0		0	
中 学 校	0		0	
高 等 学 校	0		0	
特別支援学校	0		0	
計	0	0	0	0

(注1) 「(2) うち，警察に相談・通報した学校数(単位：校)」には，平成28年度間において，1件以上のいじめについて警察に相談・通報した場合，「1」を記入する。

(注2) 「(4) うち，警察に相談・通報した件数(単位：件)」は，「(3) 認知件数(単位：件)」のうち，犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や，いじめられている児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような事案等，学校が警察に相談・通報した件数を記入する。その際，「認知件数」1件に対して複数回数通報した場合についても1件と計上する。
なお，学校関与の下，いじめを受けた児童生徒の保護者等が被害届を提出した場合も件数に含める。

3. いじめの現在の状況

(単位：件)

区 分	(1) 解消しているもの (日常的に観察継続中)	(2) 解消に向けて取り組み中	(3) その他	(4) 計
小 学 校				0
中 学 校				0
高 等 学 校				0
特別支援学校				0
計	0	0	0	0

(注1) 「いじめの現在の状況」については，平成29年3月31日現在の状況を学校種ごとに記入すること。なお，卒業をもって直ちに「解消しているもの」と計上することがないよう留意すること。

(注2) 「解消している」状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし，これらの要件が満たされる場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。
①いじめに係る行為の解消；被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
この相当の期間とは，少なくとも3か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。
②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
被害児童生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(注3) いじめの問題による就学校の指定変更，公立から私立，私立から公立などの転学や退学等，(1)，(2)に該当しないものは「(3) その他」に記入すること。

(注4) 各学校種の「(4) 計」の欄の件数は，「1. いじめを認知した学校数，いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注5) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は，全日制，定時制，通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

4. いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

(単位：件)

区 分		(1) 1年生	(2) 2年生	(3) 3年生	(4) 4年生	(5) 5年生	(6) 6年生	(7) 計	
小 学 校	男 子							0	
	女 子							0	
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	
中 学 校	男 子				—	—	—	0	
	女 子				—	—	—	0	
	小 計	0	0	0	—	—	—	0	
高 等 学 校	男 子					—	—	0	
	女 子					—	—	0	
	小 計	0	0	0	0	—	—	0	
特別支援学校	小学部	男 子						0	
		女 子						0	
		小 計	0	0	0	0	0	0	
	中学部	男 子				—	—	—	0
		女 子				—	—	—	0
		小 計	0	0	0	—	—	—	0
	高等部	男 子				—	—	—	0
		女 子				—	—	—	0
		小 計	0	0	0	—	—	—	0
	特別支援学校 計		0	0	0	0	0	0	0
	合 計		0	0	0	0	0	0	0

(注1) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(注2) 各学校種の「(7)計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。
(特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部の合計が、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の特別支援学校の件数と一致するようにすること。)

5. いじめの発見のきっかけ

(単位：件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計
学校の教職員等が発見した。		0	0	0	0	0
内 訳	学級担任が発見した。					0
	学級担任以外の教職員が発見した。 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)					0
	養護教諭が発見した。					0
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。					0
	アンケート調査など学校の取組により発見した。					0
学校の教職員以外からの情報により発見した。		0	0	0	0	0
内 訳	本人からの訴え					0
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え					0
	児童生徒（本人を除く。）からの情報					0
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報					0
	地域の住民からの情報					0
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報					0
その他（匿名による投書など）						0
計		0	0	0	0	0

(注1) 各学校種の「計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注2) 「学校の教職員等が発見した。」か「学校の教職員以外からの情報により発見した。」のいずれかを選択し、内訳について該当するものを一つ選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

6. いじめられた児童生徒の相談の状況

(単位：件)

区 分	(1) 小 学 校	(2) 中 学 校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計
学級担任に相談した。					0
学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。					0
養護教諭に相談した。					0
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。					0
学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。					0
保護者や家族等に相談した。					0
友人に相談した。					0
その他の人（地域の人など）に相談した。					0
誰にも相談していない。					0
計	0	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

7. いじめの態様

(単位：件)

区 分	(1) 小 学 校	(2) 中 学 校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。					0
仲間はずれ、集団による無視をされる。					0
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。					0
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。					0
金品をたかられる。					0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。					0
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。					0
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。					0
その他					0
計	0	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

8. いじめの対応状況

(1) いじめの児童生徒への特別な対応

(単位：件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。						0
②校長、教頭が指導した。						0
③別室指導した。						0
④学級替えをした。						0
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	—				0
	⑥その他					0
⑦停学		—	—			0
⑧出席停止		A	B	—	—	0
⑨自宅学習・自宅謹慎		—	—			0
⑩訓告						0
⑪保護者への報告						0
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導						0
⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携					0
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携					0
	ウ 病院等の医療機関等との連携					0
	エ その他の専門的な関係機関との連携					0
	オ 地域の人材や団体等との連携					0
計		0	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめの児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 「③別室指導した。」とは、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合に計上する。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は除くこと。

(注4) 「退学・転学」中の「⑤懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。
「⑥その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、公立学校における「⑤懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び同条第3項の併設中学校のみが想定されている。「特別支援学校」の区分については、高等部のみが想定されている（「⑦停学」及び「⑨自宅学習・自宅謹慎」についても同じ）。

(注5) 「⑦停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注6) 【公立学校のみ該当】「⑧出席停止」とは、学校教育法第35条又は第49条に基づく措置をいう。
【教育委員会のみ該当】「⑧出席停止」の欄のA、Bの人数は、調査Ⅶの「4.出席停止の理由別件数」のC、Dの人数と同じになる。

(注7) 「⑩訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

(注8) 高等学校の全定置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(2) いじめる児童生徒に対する関係機関の措置別人数

(単位：人)

都道府県番号	0
国公私	0

区 分	最終的な措置又は 現在の状況	(1) 警察の補導 <small>(家庭裁判所送致等されず、警察 限りで処理されたもの)</small>	(2) 家庭裁判所 <small>(不処分、審判不開始を含 む。)</small>	(3) 少年刑務所	(4) 少年院	(5) 保護観察	(6) 児童自立 支援施設	(7) 児童相談所	(8) 計
小 学 校				—					0
中 学 校				—					0
高 等 学 校									0
特別支援学校									0
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「いじめる児童生徒」に対する「関係機関の措置」は、いじめる児童生徒全員を対象に、該当する項目がある場合に、最終的な措置について、その人数を記入すること。
 なお、少年鑑別所に送致・収容のケースについては、家庭裁判所の欄に含めて記入すること。また、措置が確定していない場合は、平成29年3月31日現在の状況について記入すること。

(3) いじめられた児童生徒への特別な対応

(単位：件)

区 分	(1) 小 学 校	(2) 中 学 校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計
①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。					0
②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。					0
③緊急避難として欠席させた。					0
④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。					0
⑤学級替えをした。					0
⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。					0
⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。(サポートチームなども含む。)					0
計	0	0	0	0	0

都道府県番号	0
国公私	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめられた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

9. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

(単位：校)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校	(5) 計
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。					0
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。					0
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。					0
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。					0
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。					0
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。					0
⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた。					0
⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。					0
⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。					0
⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。					0
⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。					0
⑪ 学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。					0
計	0	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

(注2) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注3) いじめを認知した、認知していないにかかわらず、全ての学校において回答すること。

(注4) 選択肢「①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。」における研修会については、いじめの問題に特化して実施した場合も、生徒指導等の研修の中でいじめの問題にも触れて実施した場合も計上すること。

10. いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について

(単位：校)

区 分	(1) 小 学 校		(2) 中 学 校		(3) 高等学校		(4) 特別支援学校		(5) 計	
	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)
(1) アンケート調査の実施										
① 実施頻度	ア 年1回								0	0
	イ 年2～3回								0	0
	ウ 年4回以上								0	0
② 調査方法	ア 記名式								0	0
	イ 無記名式								0	0
	ウ 記名・無記名の選択式								0	0
③ 回答方法	ア 選択式(学校で記入)								0	0
	イ 選択式(持ち帰って記入)								0	0
	ウ 記述式(学校で記入)								0	0
	エ 記述式(持ち帰って記入)								0	0
(2) 個別面談の実施										
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等										
(4) 家庭訪問										
(5) その他										
(6) 計										
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」において、いじめを認知したと回答した学校は(A)に、いじめを認知していないと回答した学校は(B)にそれぞれ記入すること。

(注2) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

(注3) いじめの実態把握のためだけに行ったものでなくてもよい。

(注4) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注5) 「(1) アンケート調査の実施 ①実施頻度」については、学年によってアンケート調査の実施回数が異なる等、学校内の実施頻度が異なる場合は、特定の児童生徒だけに複数回実施するなどの学校として日常的な実態把握とはいえない場合を除いて、回数が多い方で数える。

(注6) 「(1) アンケート調査の実施 ②調査方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数選択を可とする。また、「記名・無記名の選択式」とは、記名とするか無記名とするかをアンケート記入者が選択できる方法を指す。

(注7) 「(1) アンケート調査の実施 ③回答方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数回答を可とする。また、「選択式」と「記述式」が混合している調査を実施している場合、概ね過半数が「選択式」である場合は、「選択式」とする。

都道府県番号	0
国公私	0

11. いじめ防止対策推進法に関して

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

区分	〔1〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(単位:校)	〔2〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)													
		① うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」について										② うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」について			
		※第1号重大事態の発生件数(単位:件)	ア 重大な被害の態様				イ 調査状況			※第2号重大事態の発生件数(単位:件)	ア 調査状況				
			(ア) 生命	(イ) 身体	(ウ) 精神	(エ) 金品等	(ア) 調査済みの件数		(イ) 調査中の件数		(ア) 調査済みの件数		(イ) 調査中の件数		
						うち、調査の結果、いじめが確認されたもの	うち、調査の結果、いじめが確認されなかったもの				うち、調査の結果、いじめが確認されたもの	うち、調査の結果、いじめが確認されなかったもの			
小学校															
中学校															
高等学校															
特別支援学校															
計	0	(i) 0	(ii) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	(iii) 0	0	0	0

- (注1) 本項目は、法第28条第1項において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されているため、当該調査の実施状況を把握するものである。当該項目には、平成28年度間に発生した(当該地方公共団体の長(文部科学大臣)への報告を行った)「重大事態」の状況について記入すること(調査が終了したものでなく、調査が継続しているものも計上すること。)
- (注2) 法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。いじめ「により」とあること、また「疑いがあると認めるとき」とあることから、「いじめ」と「当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」こと又は「当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」こととの間に因果関係が存在する可能性があれば、重大事態が発生したものと扱うこと。
- (注3) 「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日改定)で示されているように、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったものについても、重大事態の発生件数とすること。
- (注4) 「重大な被害の態様」については、最も重大と考えられるものを一つ選択して回答する。
- (注5) 「調査状況」について、平成28年度末に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に平成29年度になったものは、「調査中の件数」とすること。
- (注6) 1件の「重大事態」が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入すること。
(例) 6件の「重大事態」が発生し、2件はいじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び同第2号の両方の規定による「重大事態」、1件はいじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の規定による「重大事態」、3件はいじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の規定による「重大事態」である場合、(i)6件、(ii)3件、(iii)5件、となる。

都道府県番号	0
国公私	0

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

区 分	〔3〕 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体						〔4〕 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査（再調査）を行った件数					
	※「重大事態」の発生件数のうち、当該学校が調査主体となった件数（単位：件）			※「重大事態」の発生件数のうち、当該学校の設置者（当該学校以外）が調査主体となった件数（単位：件）			※「重大事態」の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数（単位：件）			※〔2〕の「重大事態」の発生件数のうち、地方公共団体の長等において調査の結果について調査（再調査）を行った件数（単位：件）		
	※うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）	※うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）		※うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）	※うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）		※うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）	※うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）		※うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）	※うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）	
小 学 校												
中 学 校												
高 等 学 校												
特別支援学校												
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注7) 「〔3〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」について、平成28年度末に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に平成29年度になったものは、「〔3〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」は、「※重大事態の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数」とすること。

(注8) 「〔4〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査（再調査）を行った件数」については、「平成28年度に再調査したもの」を計上する。なお、平成28年度末において調査中のものも含める。（（注1）のとおり平成28年度に発生した重大事態を計上することとしているが、再調査の性格上、重大事態として計上された年度にかかわらず、再調査が行われた年度で計上する。）

都道府県番号	0
国公私	0

(2) いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数（都道府県・市町村教育委員会のみ回答）

(単位：都道府県・市町村)

区 分	(1) 策定済	(2) 策定に向けて検討中	(3) 策定するかどうかを検討中	(4) 策定しない	(5) 計
都道府県					0
市町村					0
計	0	0	0	0	0

(注) 平成29年3月31日現在の当該地方公共団体の状況について、教育委員会において記入すること。

(3) いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数（都道府県・市町村教育委員会のみ回答）

(単位：都道府県・市町村)

区 分	(1) 条例による設置	(2) 条例による設置ではないが、法の趣旨を踏まえた会議体を設置	(3) 設置に向けて検討中	(4) 設置するかどうかを検討中	(5) 設置しない	(6) 計
都道府県						0
市町村						0
計	0	0	0	0	0	0

(注) 平成29年3月31日現在の当該地方公共団体の状況について、教育委員会において記入すること。

(4) いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により、「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数（都道府県・市町村教育委員会のみ回答）

(単位：都道府県・市町村)

区 分		(1) 設置済	(2) 設置に向けて検討中	(3) 設置するかどうかを検討中	(4) 設置しない	(5) 計
都道府県	教育委員会の附属機関					0
	地方公共団体の長の附属機関	いじめ防止対策推進法第30条第2項の調査を行うための附属機関（公立）				0
		いじめ防止対策推進法第31条第2項の調査を行うための附属機関（私立）				0
市町村	教育委員会の附属機関					0
	地方公共団体の長の附属機関					0
計		0	0	0	0	0

(注1) 平成29年3月31日現在の当該地方公共団体の状況について、教育委員会において記入すること。

(注2) 都道府県における地方公共団体の長の附属機関は、現に担当する部署と十分に協議の上、教育委員会において記入すること。

12. いじめの問題により就学校の指定変更等を行った市町村数及び児童生徒数（教育委員会のみ回答）

（単位：市町村）

都道府県番号	0
国公私	0

市 町 村 数			
（単位：人）			
児 童 数	小 学 校	1 年 生	
		2 年 生	
		3 年 生	
		4 年 生	
		5 年 生	
		6 年 生	
	特別支援学校		
小 計		0	
生 徒 数	中 学 校	1 年 生	
		2 年 生	
		3 年 生	
	特別支援学校		
	小 計		0
合 計		0	

（注1） 平成28年度に、いじめの問題により、就学校の指定変更又は区域外就学の受入れを認めた事例のある市町村数及び児童数・生徒数を記入すること。また、児童生徒数については、1人の児童生徒について、年度内に複数回、就学校の指定の変更等を行った場合、延べ数を記入すること。

（注2） 「市町村数」については、市町村教育委員会にあっては、該当する事例のある場合のみ「1」を記入すること。都道府県教育委員会にあっては、該当する事例のある市町村数を記入すること。

（注3） 市町村を越えての就学校の指定変更等、1人の児童生徒に対して複数の市町村が関与している場合、市町村数については、当該指定変更等の主体となった市町村一つのみ数えること。

調査Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

※この調査票は統計以外の目的には使用いたしません。

都道府県番号※1		都道府県名(市区町村)名		設置区分※2		学校名		国立大学法人※3	大学
記入者名		所属課名※4		電話番号		e-mail			

※1 都道府県番号は、学校基本調査における番号と同じものとする。(市区町村教育委員会、学校においては記入不要。)

※2 設置区分については、国立学校(国立大学法人)「1」、公立学校(教育委員会)「2」、私立学校(私立学校主管部課)「3」を記入する。

※3 国立大学法人のみ記入する。 ※4 所属課名は、学校にあつては記入者名の職名を記入する。

1. 長期欠席者の状況

区分	学年	在籍児童 生徒総数 (A) (平成28年5 月1日現在)	長 期 欠 席 者 (人)										(2) 不登校児童 生徒の割合 (%) (B/A×100)			(3) (B)における前年度の不登 校の有無(人)		
			(1) 理由別長期欠席者数(人)															
			病気	経済的 理由	不登校(B)			その他		合計								
					うち、90日 以上欠席してい る者	うち、出席日 数が10日以下 の者	うち、出席日 数が0日の者	うち、「不登校」の要因 を含んでいる者										
小 学 校	1年										0	#DIV/0!	—	—	0			
	2年										0	#DIV/0!			0			
	3年										0	#DIV/0!			0			
	4年										0	#DIV/0!			0			
	5年										0	#DIV/0!			0			
	6年										0	#DIV/0!			0			
	計		0	0	0	(i) 0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0			
中 学 校	1年										0	#DIV/0!			0			
	2年										0	#DIV/0!			0			
	3年										0	#DIV/0!			0			
	計		0	0	0	(ii) 0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0			
計		0	0	0	(iii) 0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0				

(注) 在籍児童生徒総数(A)については、「平成28年度学校基本調査」で回答した児童生徒数と一致すること。また、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

※さらに、記入に当たっては、21ページの《記入に当たって》を参照のこと。

都道府県番号	0
国公私	0

《記入に当たって》

(注1) 「(1)理由別長期欠席者数」については、

- ①平成29年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、平成28年度間(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間)に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数をそれぞれ理由別に記入する。ただし、平成28年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外する。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。
- ②当該児童生徒が平成28年度中に転学した場合は、平成28年度間の状況について、平成29年3月31日現在在籍する学校において記入する。
- ③欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。
- 「病気」の欄には、本人の心身の故障等(けがを含む。)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数を記入する。
(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。)
- 「経済的理由」の欄には、家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数を記入する。
- 「不登校」の欄には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)の数を記入する。
*「不登校」の具体例
 - ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
 - ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
 - ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
 - ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない(できない)。
- 「その他」の欄には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数を記入する。
*「その他」の具体例
 - ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
 - ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
 - ・連絡先が不明なまま長期欠席している者
 - ・欠席理由が二つ以上あり(例えば「病気」と「不登校」)、主たる理由が特定できない者

(注2) 「(1)理由別長期欠席者数」の「不登校(B)」における「うち、90日以上欠席している者」、「うち、出席日数が10日以下の者」、「うち、出席日数が0日の者」については、該当する全ての欄に計上する。

(例) 出席日数が0日の者であれば、「うち、90日以上欠席している者」、「うち、出席日数が10日以下の者」、「うち、出席日数が0日の者」の欄に計上する。

(注3) 「(1)理由別長期欠席者数」の「その他」における「うち、不登校の要因を含んでいる者」の欄には、「その他」に該当する者のうち、欠席理由が二つ以上ある中の一つに、「不登校」の要因を含む者について記入する。

(注4) 「(3)(B)における前年度の不登校の有無」の「有」の欄には、前年度から不登校の状態(30日以上)が継続している児童生徒の人数を、「無」の欄には、前年度に不登校の状態でなかった児童生徒数を記入する。中学校1年生については、小学校6年生のときの状況で判断すること。「計」の人数は、不登校(B)の欄の人数と一致する。なお、「不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数」は、学年ごとにおいて「前年度(平成27年度調査)の不登校児童生徒数」と同じか下回る。必要に応じて不登校に計上されている当該児童生徒が、前年度においてどの理由で計上されていたのかを確認すること。

2. 不登校児童生徒の在籍学校数

区 分	(1) 学校総数 校	(2) 在籍学校数 校
小 学 校		
中 学 校		
計	0	0

(注1) この調査において「不登校児童生徒」とは、「1. 長期欠席者の状況(平成28年度間(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間)に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒)のうち、「不登校」を理由とする者として報告した児童生徒数と一致するものとする。(以下同じ。)

(注2) 【国立大学法人、教育委員会、私立学校主管部課、株式会社立学校を認定した市町村担当部課のみ該当】
「学校総数」は、「平成28年度学校基本調査」と同一になるように記入すること。(小学校にあっては本校と分校の合計数に義務教育学校前期課程の学校数を加えた数、中学校にあっては本校と分校の合計数に義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程の学校数を加えた数。)

(注3) 「在籍学校数」には、平成28年度間に「不登校児童生徒」が在籍していた学校において、「1」を記入すること。

都道府県番号	0
国公私	0

(単位：人)

3. 不登校の要因

区分 分類	小 学 校										中 学 校										計																														
	分類別児童数	学校に係る状況							家庭に係る状況	左記に該当なし	分類別生徒数	学校に係る状況							家庭に係る状況	左記に該当なし	分類別児童生徒数	学校に係る状況							家庭に係る状況	左記に該当なし																					
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題				入学、転編入学、進級時の不適応	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応				学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安			クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応																		
「学校における人間関係」に課題を抱えている。																														0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
「あそび・非行」の傾向がある。																															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
「無気力」の傾向がある。																															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
「不安」の傾向がある。																															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
「その他」																															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

(注1) 「1. 長期欠席の状況」における「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき回答すること。

(注2) 「不登校の要因」については、当該児童生徒の不登校の要因として主たるものを一つ選択して分類する。区分については、考えられるものを全て選択する。その際、学校及び家庭に係る状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択する。

調査票の「分類」、「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

<分類>

「1. 長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因の一つを選択する。

- 「学校における人間関係」に課題を抱えている。・・・友人関係又は教職員との関係に課題を抱え登校しない（できない）。
- 「あそび・非行」・・・遊ぶためや、非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- 「無気力」の傾向がある。・・・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。
- 「不安」の傾向がある。・・・登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない（できない）。
- 「その他」・・・本人や保護者と話をしても上記のような傾向が見えず、理由がはっきりしない。

<区分>

複数回答を可とする。「1. 長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、上記分類で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」より全て選択する。

なお、学校及び家庭に係る状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択する。

*学校に係る状況

- ・ いじめ・・・本調査で定義するいじめに該当するもの
- ・ いじめを除く友人関係をめぐる問題・・・仲違い等
- ・ 教職員との関係をめぐる問題・・・教職員の強い叱責、注意等
- ・ 学業の不振・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等
- ・ 進路にかかる不安・・・将来の進路希望が定まらない等

*家庭に係る状況・・・家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等

(注3) 「不登校の要因」については、学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家を交えたアセスメントを行った上で記入すること。

4. 不登校児童生徒への指導結果状況

(単位：人)

都道府県番号	0
国公私	0

区 分	(1) 小 学 校	(2) 中 学 校
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒		
指導中の児童生徒		
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒		
計	(i) 0	(ii) 0

(注1) 平成28年度1年間の指導結果を対象とし、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」とは、各学校が、以下のような例を参考に、個々の児童生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めた者をいう。

- ・1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センター（適応指導教室）での支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
- ・中学3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。

(注2) 「好ましい変化が見られるようになった児童生徒」とは、学校復帰に向けて例えば、「明るく生き生きとした表情を見せるようになった」、「朝きちんと起きられるようになった」、「身の回りのことを自分で整理するようになった」、「友達と交わることができるようになった」などの状況変化が見られるようになった者をいう。

(注3) (i)、(ii)の人数は、「1. 長期欠席者の状況」の「不登校(B)」の(i)、(ii)の人数とそれぞれ一致するようにすること。

A

B

5. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

(単位：人 (a)においては「人」 (b)においては「校」 (c)においては「人」)

都道府県番号	0
国公私	0

区分		小 学 校		中 学 校		計		
		*		*		*		
学 校 外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数					0	0
		(b) (a)の措置を採った学校数 (実数)					0	0
		(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0
	① 教育支援センター (適応指導教室)	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0
		(b) (a)の措置を採った学校数					0	0
		(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0
	② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関 (①を除く)	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0
		(b) (a)の措置を採った学校数					0	0
		(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0
	③ 児童相談所, 福祉事務所	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0
		(b) (a)の措置を採った学校数					0	0
		(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0
	④ 保健所, 精神保健福祉センター	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0
		(b) (a)の措置を採った学校数					0	0
		(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0
⑤ 病院, 診療所	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0	
	(b) (a)の措置を採った学校数					0	0	
	(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0	
⑥ 民間団体, 民間施設	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0	
	(b) (a)の措置を採った学校数					0	0	
	(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0	
⑦ 上記以外の機関等	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0	
	(b) (a)の措置を採った学校数					0	0	
	(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0	
(2)	①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数						0	0
(3)	(1), (2)の合計		0	0	0	0	0	0
学 校 内	(4) ⑧, ⑨による相談・指導等を受けた実人数						0	0
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数						0	0
	⑨ スクールカウンセラー, 相談員等による専門的な相談を受けた人数						0	0
	(5) 上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数						0	0
	(6) (4), (5)の合計		0	0	0	0	0	0
(7)	上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数						0	0

※記入に当たっては、25ページ(注1～注9)を参照のこと

《記入に当たって》

都道府県番号	0
国公私	0

- (注1) 「1. 長期欠席者の状況」の「不登校」児童生徒について、上記の区分に従って記入する。①～⑦、⑧、⑨の区分は複数回答を可とする。*の欄は、各回答の内数として「不登校のうち、90日以上欠席している者」について計上すること。
- (注2) (1)の欄には①～⑦の機関等のいずれか1箇所以上で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(3)の欄は不登校児童生徒数と一致する。
- (注3) (4)の欄には⑧、⑨のいずれか又は両方で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(6)の欄は不登校児童生徒数と一致する。
- (注4) (7)の欄には、学校外で(2)の「①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数」に該当し、かつ、学校内で(5)の「⑧、⑨による指導等を受けていない人数」に該当する児童生徒の人数を記入する。
- (注5) (a)の欄については、当該機関等で相談・指導等を受けた者のうち、「指導要録上出席扱い」となった人数について記入する。(①～⑦の(a)の「小学校」「中学校」の欄の合計は、それぞれ「(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数」の(a)欄と同じか、それ以上になる。)
- (注6) (b)の欄については、(a)の欄に1人以上の実人数を計上した学校においては「1」と記入する。
- (注7) (c)の欄については、(a)の欄に計上された者のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度が適用された人数を記入する。
- (注8) 「教育支援センター(適応指導教室)」とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。
- (注9) 「民間団体、民間施設」とは、平成28年9月14日付け28文科初第770号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」の別添3「民間施設についてのガイドライン(試案)」を参考とし、不登校児童生徒の不適応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。

都道府県番号	0
国公私	0

6. 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

(単位：人)

区 分	指導要録上出席扱いとした児童生徒数 (a)	(a)のうち「5」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数
小学校		
中学校		

(注1) 平成17年7月6日付け17文科初第437号通知「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」に基づいて、「指導要録上の出席扱いとした児童生徒数」について実人数を記入する。

(注2) 「(a)のうち『5』の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数」については、自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、24ページの機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数を記入する。

7. 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する「教育支援センター（適応指導教室）」の状況【教育委員会のみ回答】

区 分		(1) 都道府県教育委員会 が設置	(2) 市町村教育委員会 が設置
設 置 数 (箇所)			
指導員数 (人)	常 勤		
	非常勤		
	計	0	0

(注1) 同一自治体が、指導形態の違う二つ以上の教育支援センター（適応指導教室）を設置している場合（例えば、フルタイムで指導を行うものと、放課後の時間帯のみ指導を行うものをそれぞれ設置している場合）や、同一の名称ながら運営が独立している場合（例えば、「ふれあい教室」という同一名称、同一事業であっても、複数の場所において独立して教室が運営されている場合）は、そのそれぞれについて、数えることとする。

(注2) 「市町村教育委員会」には、市町村教育委員会のほか、区及び組合等の教育委員会も含む。

(注3) 「常勤指導員数」とは、地方自治法第204条により給料等を支給される者の数とし、「非常勤指導員数」とは同法第203条により報酬の支給と費用弁償を受ける者の数とする。

(注4) 「(1) 都道府県教育委員会が設置」の欄については、都道府県教育委員会が記入すること（市区町村教育委員会においては記入不要）。

秘

文部科学省 平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
調査IV 高等学校における長期欠席の状況等

※この調査票は統計以外の目的には使用いたしません。

都道府県番号※1	都道府県名(市区町村)名	設置区分※2	学校名	国立大学法人※	大学
記入者名	所属課名※4	電話番号	e-mail		

- ※1 都道府県番号は、学校基本調査における番号と同じものとする。(市区町村教育委員会、学校においては記入不要。)
- ※2 設置区分については、国立学校(国立大学法人)「1」、公立学校(教育委員会)「2」、私立学校(私立学校主管部課)「3」を記入する。
- ※3 国立大学法人のみ記入する。 ※4 所属課名は、学校にあつては記入者名の職名を記入する。

1. 長期欠席者の状況

学科	学年	在籍者数(人) (A) (平成28年5月1日現在)	長期欠席者(人)											(2) 不登校生徒の割合 (%) (B/A×100)	(3) (B)における前年度の不登校の有無(人)			
			病気	経済的理由	不登校(B)					その他 うち、「不登校」の要因を含んでいる者	合計	有	無		その他	計		
					中退	原級留置	うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者										
								うち、出席日数が0日の者										
全 日 制	1年											0	#DIV/0!				0	
	2年											0	#DIV/0!				0	
	3年											0	#DIV/0!				0	
	単位制				①							0	#DIV/0!				0	
	計	0	0	0	②	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	
定 時 制	1年											0	#DIV/0!				0	
	2年											0	#DIV/0!				0	
	3年											0	#DIV/0!				0	
	4年以上											0	#DIV/0!				0	
	単位制				③							0	#DIV/0!				0	
計	0	0	0	④	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0		
計	1年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	
	2年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	
	3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	
	4年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	
	単位制	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	

※記入に当たっては、28ページの《記入に当たって》を参照のこと。

都道府県番号	0
国公私	0

《記入に当たって》

(注1) 在籍者数(A)については、平成28年度学校基本調査で回答した生徒数と一致すること。

(注2) 「(1)理由別長期欠席者数」については、

- ① 「生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、平成28年度間(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間)に連続又は断続して30日以上欠席した生徒数をそれぞれ理由別に記入する。なお、「生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。
- ② 当該生徒が平成28年度中に転学した場合は、平成28年度間の状況について、平成29年3月31日現在在籍する学校において記入する。
- ③ 本調査においては、休学中は欠席日数に含まないこととするので、記入に当たって十分注意すること。
- ④ 欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。
- 「病気」の欄には、本人の心身の故障等(けがを含む。)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数を記入する。(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。)
- 「経済的理由」の欄には、家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数を記入する。
- 「不登校」の欄には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)の数を記入する。

* 「不登校」の具体例

- ・ 友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
- ・ 遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・ 無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・ 登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない(できない)。

○ 「その他」の欄には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数を記入する。

* 「その他」の具体例

- ・ 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
- ・ 連絡先が不明なまま長期欠席している者
- ・ 欠席理由が二つ以上あり(例えば「病気」と「不登校」)、主たる理由が特定できない者

(注3) 「(1)理由別長期欠席者数」の「不登校(B)」における「中退」「原級留置」の欄には、不登校に該当する者のうち、

平成28年度中に中途退学または原級留置の措置になった者について記入する。

(注4) 「(1)理由別長期欠席者数」の「不登校(B)」における「うち、90日以上欠席している者」、「うち、出席日数が10日以下の者」、「うち、出席日数が0日の者」

については、該当する全ての欄に計上する。

(例) 出席日数が0日の者であれば、「うち、90日以上欠席している者」、「うち、出席日数が10日以下の者」、「うち、出席日数が0日の者」の欄に計上する。

(注5) 「(1)理由別長期欠席者数」の「その他」における「うち、不登校の要因を含んでいる者」の欄には、「その他」に該当する者のうち、欠席理由が二つ以上ある中の一つに、

「不登校」の要因を含む者について記入する。

(注6) 「(3)(B)における前年度の不登校の有無」欄には、「不登校」を理由とする長期欠席者のうち、平成27年度において「不登校」を理由に長期欠席した者の数を

「有」の欄に記入し、「不登校」を理由とした長期欠席をしていない者の数を「無」の欄に記入する。不明の者については、その数を「その他」欄に記入する。

なお、「不登校の状態が前年度から継続している生徒数」は、学年ごとにおいて「前年度(平成27年度調査)の不登校生徒数」と同じか下回る。

必要に応じて不登校に計上されている当該生徒が、前年度においてどの理由で計上されていたのかを確認すること。

(注7) 高等学校には、中等教育学校後期課程を含む。

2. 不登校生徒の在籍学校数

区 分		(1) 学校総数 校		(2) 在籍学校数 校	
		※うち、単位制 校		※うち、単位制 校	
高 等 学 校	全 日 制				
	定 時 制				

(注1) この調査において「不登校生徒」とは、「1. 長期欠席者の状況」(平成28年度間(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間)に連続又は断続して30日以上欠席した生徒)のうち、「不登校」を理由とする者として報告した生徒数と一致するものとする。(以下同じ。) 詳細については1.の《記入にあたって》(注2)を参照のこと。

(注2) 【国立大学法人、教育委員会、私立学校主管部課、株式会社立学校を認定した市町村担当部課のみ該当】

「学校総数」は、高等学校においては、全日制校、定時制校、中等教育学校後期課程は1校、全定併置校は全日制、定時制それぞれ1校として計算し、全日制、定時制それぞれに計上すること。なお、本校と分校はそれぞれ1校として計上すること。

また、単位制高校については、全日制、定時制の別に学校数を計上し、更に※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として学校数を計上すること。

(注3) 「在籍学校数」には、平成28年度間に「不登校生徒」が在籍していた学校において、「1」を記入すること。なお、単位制高校においては、全日制、定時制の別に「1」を記入し、更に※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として「1」を記入すること。

3. 不登校の要因

(単位：人)

区分 分類	高等学校																									
	全日制											定時制														
	分類別生徒数	学校に係る状況										家庭に係る状況	左記に該当なし	分類別生徒数	学校に係る状況										家庭に係る状況	左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係	教職員との関係	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動等への不適応	学校のきまり等	入学時の転編入学、進級	家庭に係る状況	左記に該当なし				いじめ	いじめを除く友人関係	教職員との関係	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動等への不適応	学校のきまり等	入学時の転編入学、進級	家庭に係る状況	左記に該当なし		
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※					
「学校における人間関係」に課題を抱えている。																										
「あそび・非行」の傾向がある。																										
「無気力」の傾向がある。																										
「不安」の傾向がある。																										
「その他」																										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

《記入に当たって》

(注1) 「1. 長期欠席の状況」における「不登校」と回答した生徒全員につき回答すること。該当する単位制高校においては、全日制、定時制の別に計上し、更に※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として同数を計上すること。

(注2) 「不登校の要因」については、当該生徒の不登校の要因として主たるものを一つ選択して分類する。区分については、考えられるものを全て選択する。その際、学校及び家庭に係る状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択する。調査票の「分類」、「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

<分類>

「1. 長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した生徒全員につき、主たる要因の一つを選択する。

- 「学校における人間関係」に課題を抱えている。・・・友人関係又は教職員との関係に課題を抱え登校しない（できない）。
- 「あそび・非行」・・・遊ぶためや、非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- 「無気力」の傾向がある。・・・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。
- 「不安」の傾向がある。・・・登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない（できない）。
- 「その他」・・・本人や保護者と話をしても上記のような傾向が見えず、理由がはっきりしない。

<区分>

複数回答を可とする。「1. 長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した生徒全員につき、上記分類で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」、「家庭に係る状況」より全て選択する。なお、学校及び家庭に係る状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択する。

*学校に係る状況

- ・ いじめ・・・本調査で定義するいじめに該当するもの
- ・ いじめを除く友人関係をめぐる問題・・・仲違い等
- ・ 教職員との関係をめぐる問題・・・教職員の強い叱責、注意等
- ・ 学業の不振・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等
- ・ 進路にかかる不安・・・将来の進路希望が定まらない等

*家庭に係る状況・・・家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等

(注3) 「不登校の要因」については、学級担任など当該生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家を交えたアセスメントを行った上で記入すること。

4. 不登校生徒への指導結果状況

(単位：人)

都道府県番号	0
国公私	0

区 分	(1) 全 日 制		(2) 定 時 制	
	※うち、単位制		※うち、単位制	
指導の結果登校する又はできるようになった生徒				
指導中の生徒				
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒				
計	②	0	①	0
			④	0
			③	0

(注1) 該当する単位制高校においては、全日制、定時制の別に計上し、更に※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として同数を計上すること。

(注2) 平成28年度1年間の指導結果(当該年度間において中途退学等(年度末を越える休学、留学を含む。以下同じ。)した生徒については、中途退学等した時点における状況)を対象とし、「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」とは、各学校が、以下のような例を参考に、個々の生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めた者をいう。

- ・1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センター(適応指導教室)での支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
- ・高校3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。

(注3) 「好ましい変化が見られるようになった生徒」とは、学校復帰に向けて例えば、「明るく生き生きとした表情を見せるようになった」、「朝きちんと起きられるようになった」、「身の回りのことを自分で整理するようになった」、「友達と交わることができるようになった」などの状況変化が見られるようになった者をいう。

(注4) ①～④の人数は、「1. 長期欠席者の状況」の全日制的①②、定時制的③④の人数とそれぞれ一致するようにすること。

(注5) 不登校生徒が中途退学した場合、以下の例を参考に、中途退学した時点で当てはまる回答肢を選択し計上する。

- ・不登校であったが、登校できるようになった上で中途退学した場合、「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」に計上する。

A

B

5. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

(単位：人 (a)においては「人」 (b)においては「校」 (c)においては「人」)

区分		全日制		定時制		合計			
		*うち、 90日以上	*うち、 単位制	*うち、 90日以上	*うち、 単位制	*うち、 90日以上	*うち、 単位制		
学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数					0	0	0
		(b) (a)の措置を採った学校数(実数)					0	0	0
		(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0	0
	① 教育支援センター(適応指導教室)	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0	0
		(b) (a)の措置を採った学校数					0	0	0
		(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0	0
	② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0	0
		(b) (a)の措置を採った学校数					0	0	0
		(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0	0
	③ 児童相談所, 福祉事務所	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0	0
		(b) (a)の措置を採った学校数					0	0	0
		(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0	0
	④ 保健所, 精神保健福祉センター	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0	0
		(b) (a)の措置を採った学校数					0	0	0
(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数						0	0	0	
⑤ 病院, 診療所	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0	0	
	(b) (a)の措置を採った学校数					0	0	0	
	(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0	0	
⑥ 民間団体, 民間施設	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0	0	
	(b) (a)の措置を採った学校数					0	0	0	
	(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0	0	
⑦ 上記以外の機関等	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数					0	0	0	
	(b) (a)の措置を採った学校数					0	0	0	
	(c) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数					0	0	0	
(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数					0	0	0		
(3) 不明					0	0	0		
(4) (1)～(3)の合計					0	0	0		
学校内	(5) ⑧, ⑨による相談・指導等を受けた実人数					0	0	0	
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数					0	0	0	
	⑨ スクールカウンセラー, 相談員等による専門的な相談を受けた人数					0	0	0	
	(6) 上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数					0	0	0	
	(7) (5), (6)の合計					0	0	0	
(8) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数					0	0	0		

都道府県番号	0
国公私	0

※記入に当たっては、32ページ(注1～注9)を参照のこと

《記入に当たって》

都道府県番号	0
国公私	0

- (注1) *の欄には、全日制、定時制それぞれの内数として、「不登校のうち、90日以上欠席している者」について計上すること。
更に、該当する単位制高校においては、全日制、定時制の別に計上し、※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として同数を計上すること。
- (注2) 「1. 長期欠席者の状況」の「不登校」生徒について、上記の区分に従って記入する。①～⑦, ⑧, ⑨の区分は複数回答を可とする。
- (注3) (1)の欄には①～⑦の機関等のいずれか1箇所以上で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。
(3)の「不明」の欄は、学校外の機関等での相談・指導等を受けているかどうか把握していない不登校生徒数について記入する。
(4)の欄は不登校生徒数と一致する。
- (注4) (5)の欄には⑧, ⑨のいずれか又は両方で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(7)の欄は不登校生徒数と一致する。
- (注5) (a)の欄については、当該機関等で相談・指導等を受けた者のうち、「指導要録上出席扱い」となった人数について記入する。(①～⑦の(a)の「全日制」「定時制」の欄の合計は、それぞれ「(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数」の(a)欄と同じか、それ以上になる。)
- (注6) (b)の欄については、(a)の欄に1人以上の実人数を計上した学校においては「1」と記入する。
- (注7) (c)の欄については、(a)の欄に計上された者のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度が適用された人数を記入する。
- (注8) 「教育支援センター（適応指導教室）」とは、不登校生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。
- (注9) 「民間団体、民間施設」とは、平成21年3月12日付け20文科初第1346号通知「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」の別添「民間施設についてのガイドライン（試案）」により、不登校生徒の不応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。
なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。

(秘)

文部科学省 平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
調査Ⅴ 高等学校における中途退学者数等の状況

※この調査票は統計以外の目的には使用いたしません。

都道府県番号※1	都道府県名(市区町村)名	設置区分※2	学校名	国立大学法人※3
記入者名	所属課名※4	電話番号	e-mail	

※1 都道府県番号は、学校基本調査における番号と同じものとする。(市区町村教育委員会、学校においては記入不要)

※2 設置区分については、国立学校(国立大学法人)「1」、公立学校(教育委員会)「2」、私立学校(私立学校主管部課)「3」を記入する。

※3 国立大学法人のみ記入する。 ※4 所属課名は、学校によっては記入者の職名を記入する。

1. 退学者数

(単位：人)

(単位：人)

学科	学年	在籍者数 (A) (平成28年 4月1日現在)	理 由														合計 (B)	中途退 学者 (%) (B/A ×100)	経済的理由の具体的な状況									
			学業不振	学校生活・学業不適応					進路変更					病気が 死亡	経済的理 由	家庭の事 情			問題行動 等	その他 理由	授業料 減免を 受けて いた者	奨学金 を受けた 者	授業料 の滞納 があつ た者	左記の いずれ にも該 当しな い者				
				もとも と高校 生活に 熱意が ない。	授業に 興味が 湧か ない。	人間 関係が うまく 保て ない。	学校の 雰囲気 が合わ ない。	その他	小計	別の高 校への 入学を 希望。	専修・ 各種学 校への 入学を 希望。	就職を 希望。	高卒程 度認定 試験受 験を希 望。												その他	小計		
全日制普通 教科	1年																				0	#DIV/0!						
	2年																					0	#DIV/0!					
	3年																					0	#DIV/0!					
	単位制																					0	#DIV/0!					
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		0	0	0	0
全日制専門 学科	1年																					0	#DIV/0!					
	2年																					0	#DIV/0!					
	3年																					0	#DIV/0!					
	単位制																					0	#DIV/0!					
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		0	0	0	0
全日制総合 学科	1年																					0	#DIV/0!					
	2年																					0	#DIV/0!					
	3年																					0	#DIV/0!					
	単位制																					0	#DIV/0!					
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		0	0	0	0
定時制	1年																					0	#DIV/0!					
	2年																					0	#DIV/0!					
	3年																					0	#DIV/0!					
	4年以上																					0	#DIV/0!					
	単位制																					0	#DIV/0!					
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		0	0	0	0	
通信制	1年																					0	#DIV/0!					
	2年																					0	#DIV/0!					
	3年																					0	#DIV/0!					
	4年以上																					0	#DIV/0!					
	単位制																					0	#DIV/0!					
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		0	0	0	0	
計	1年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		0	0	0	0
	2年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		0	0	0	0
	3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		0	0	0	0
	4年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		0	0	0	0
	単位制	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		0	0	0	0	

※ 記入に当たっては、34ページを参照のこと。

都道府県番号	0
国公私	0

《記入に当たって》

- (注1) 退学者とは、平成28年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まないこと。また、理由の分類に当たって、同一の退学者について複数の理由がある場合には主たる理由によること。
- (注2) 在籍者数（A）については、平成28年4月1日現在の在籍者を記入すること。1年生については、入学日現在で記入する。（「平成28年度学校基本調査」の数値ではないので注意。）
- (注3) 中途退学理由の区分については、以下によること。
- ◎ 「学業不振」の欄は、高校入学後、学力不足のために授業の進捗についていけず退学した者について記入すること。
 - ◎ 「学校生活・学業不適応」の各欄は、当該学校、高校生活又は授業に対する熱意、興味、関心、適応等の不足や喪失を原因として退学した者に限定すること。
 - 「もともと高校生活に熱意がない。」の欄は、高校に入学する段階で熱意がない又は入学先が不本意として退学した者について記入すること。
 - 「授業に興味湧かない。」の欄は、入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、授業がつまらない、興味が持てない等の理由のために退学した者について記入すること。
 - 「人間関係がうまく保てない。」の欄は、生徒間でのトラブルや教師との問題により退学した者について記入すること。
 - 「学校の雰囲気が合わない。」の欄は、入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、学校の教育・運営方針、環境等に不適応又は反発などの理由により退学した者について記入すること。
 - 「その他」の欄は、上記以外の、例えば、交遊関係やアルバイト等による生活の乱れや、部活動での挫折による意欲喪失等の原因により退学した者について記入すること。
 - ◎ 「進路変更」の各欄は、在籍する高校以外の進路を積極的に希望し、退学した者について記入すること。
 - 「別の高校への入学を希望。」の欄は、別の高校への入学を積極的に希望して退学した者について記入すること。
 - 「専修・各種学校への入学を希望。」の欄は、専修学校、各種学校、職業能力開発施設への入学（所）を積極的に希望して退学した者について記入すること。ただし、高等学校卒業程度認定試験受験準備のために、各種学校への入学を積極的に希望して退学した者は、「高卒程度認定試験を受験希望」の欄に記入すること。
 - 「就職を希望。」の欄は、就職することを積極的に希望して退学した者について記入すること。なお、家業を手伝うこととした者も含むこと。
 - 「高卒程度認定試験を受験希望。」の欄は、高等学校卒業程度認定試験を受験することを積極的に希望して退学した者について記入すること。
 - 「その他」の欄は、上記以外の、例えば、結婚や、海外における学習等を積極的に希望して退学した者について記入すること。
 - ◎ 「病気、けが、死亡」の欄は、病気がち等の理由のため欠席日数が増えて退学した者や、病気や交通事故等によるけが、死亡により退学した者について記入すること。
 - ◎ 「経済的理由」の欄は、保護者の事情等により、家計が困難になり退学した者について記入すること。
 - ◎ 「家庭の事情」の欄は、家庭状況の変化によるものであって経済的理由以外のもの、例えば、保護者の事情のために退学した者について記入すること。
 - ◎ 「問題行動等」の欄は、例えば不良行為、触法行為等により懲戒処分を受け、それを契機にして退学に至った者について記入すること。
 - ◎ 「その他の理由」の欄は、理由が不明なもの、理由が複合していて分別不可能なものについて記入すること。
- (注4) 「経済的理由の具体的な状況」の欄には、退学者のうち中途退学理由の区分において、「経済的理由」に計上した生徒全員を対象に、「授業料減免を受けていた者」、「奨学金の貸与を受けていた者」、「授業料の滞納があった者」の項目について、該当する項目を全て選択すること。
 - 「授業料減免を受けていた者」の欄は、平成28年度に授業料減免を受け、退学時点においても授業料減免を受けていた者について記入すること。
 - 「奨学金を受けていた者」の欄は、平成28年度に都道府県が実施する奨学金事業又はそれ以外の奨学金（高校生等奨学給付金は含めない。）の貸与又は給付を受け、退学時点においても奨学金の貸与又は給付を受けていた者について記入する。（複数の奨学金の貸与又は給付を受けていた場合も、1人につき「1」として扱う。）
 - 「授業料の滞納があった者」の欄は、退学時点において、授業料滞納があり授業料の納入が完了していない者について記入すること。
 - 「左記のいずれにも該当しない者」の欄は、「授業料減免を受けていた者」、「奨学金の貸与を受けていた者」、「授業料の滞納があった者」のいずれにも該当しない者（学校として把握していない者を含む。）について記入すること。したがって、「経済的理由の具体的な状況」の各項目の合計が、中途退学理由の区分における「経済的理由」の欄の数値を下回ることはない。
- (注5) 高等学校には、中等教育学校後期課程を含む。

都道府県番号	0
国公私	0

2. 懲戒による退学者数

(単位：人)

	全日制普通科	全日制専門学科	全日制総合学科	定時制	通信制	合計
1年生						0
2年生						0
3年生						0
4年生以上						0
単位制						0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) 懲戒による退学者数は、「1 退学者数」に記入した者のうち、懲戒処分により退学した者の数を記入すること。

3. 原級留置者数

(単位：人)

	全日制普通科	全日制専門学科	全日制総合学科	定時制	通信制	合計
1年生						0
2年生						0
3年生						0
4年生以上						0
単位制						0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) 原級留置者とは、平成29年3月末現在で進級又は卒業が認められなかった者をいう。

ただし、留学していたために進級又は卒業が認められなかった者は除く。

4. 以前に高等学校を退学し、再入学した者の数

(単位：人)

	全日制普通科	全日制専門学科	全日制総合学科	定時制	通信制	合計
1年生						0
2年生						0
3年生						0
4年生以上						0
単位制						0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) この欄の再入学者とは、平成28年度以前に高等学校を退学した者であって、平成28年度中に退学したときと同一の学校の同一の課程・学科に再度入学したものをいう。

5. 以前に高等学校を退学し、編入学した者の数

(単位：人)

	全日制普通科	全日制専門学科	全日制総合学科	定時制	通信制	合計
1年生						0
2年生						0
3年生						0
4年生以上						0
単位制						0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) この欄の編入学者とは、平成28年度以前に高等学校を退学した者で、平成28年度中にいずれかの高等学校に再度入学した者の中から、

「4 以前に高等学校を退学し、再入学した者の数」に記入した者を除いたものをいう。

海外から帰国した者、海外にある学校に在籍していた外国籍の者、高等専門学校や特別支援学校に在学していた者などは含まないので、記入に当たって十分注意すること。

調査Ⅵ 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況

※この調査票は統計以外の目的には使用いたしません。

都道府県番号※1	都道府県名(市区町村)名	設置区分※2	学校名	国立大学法人※3	大学
記入者名	所属課名	電話番号	e-mail		

※1 都道府県番号は、学校基本調査における番号と同じものとする。(市区町村教育委員会、学校においては記入不要。)

※2 設置区分については、国立学校(国立大学法人)「1」、公立学校(教育委員会)「2」、私立学校(私立学校主管部課)「3」を記入する。

※3 国立大学法人のみ記入。 ※4 所属課名は、学校にあっては記入者の職名を記入する。

1. 自殺に係る調査を実施した件数

(単位：人)

区 分	自 殺 者 数												(7) 計								
	学 年 別 内 訳																				
	(1) 1年			(2) 2年			(3) 3年			(4) 4年			(5) 5年			(6) 6年					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
小 学 校			0			0			0			0			0			0	0	0	0
中 学 校			0			0			0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
高 等 学 校			0			0			0			0	-	-	-	-	-	-	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 平成28年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、警察等の関係機関とも連携し、学校が把握することができた情報を基に、自殺であると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて、調査を実施した件数をここに計上する。

(注2) 小学校には義務教育学校前期課程，中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程，高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

(注3) 高等学校の単位制については、入学年度を1年次として、1年次，2年次，3年次を，それぞれ1年生，2年生，3年生として扱うこと。(4年次以上は4年生として扱う。)

都道府県番号	0
国公私	0

2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況

(単位：人)

状 況	小 学 校			中 学 校			高 等 学 校		
	(1) 男	(2) 女	(3) 計	(4) 男	(5) 女	(6) 計	(7) 男	(8) 女	(9) 計
家庭不和			0			0			0
父母等の叱責			0			0			0
学業等不振			0			0			0
進路問題			0			0			0
教職員との関係での悩み			0			0			0
友人関係での悩み (いじめを除く。)			0			0			0
いじめの問題			0			0			0
病弱等による悲観			0			0			0
えん世			0			0			0
異性問題			0			0			0
精神障害			0			0			0
不明			0			0			0
その他			0			0			0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「その他」の具体的内容	
-------------	--

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 自殺した児童生徒が置かれていた状況について、自殺の理由に関係なく、学校が事実として把握しているもの以外でも、警察等の関係機関や保護者、他の児童生徒等の情報があれば、該当する項目を全て選択すること。

(注3) それぞれの項目については、以下の具体例を参考にすること。

- ① 家庭不和 : 父母や兄弟等との関係がうまくいかずに悩んでいた。 等
- ② 父母等の叱責 : 父母等から叱られ落ち込んでいた。 等
- ③ 学業等不振 : 成績が以前と比べて大幅に落ち込んでいた。／授業や部活動についていけず悩んでいた。 等
- ④ 進路問題 : 卒業後の進路について悩んでいた。／受験や就職試験に失敗した。／面接等で志望校への受験が困難である旨を告げられた。 等
- ⑤ 教職員との関係での悩み : 学級担任との関係がうまくいかずに悩んでいた。／教職員から厳しく叱責を受けていた。 等
- ⑥ 友人関係での悩み (いじめを除く。) : 友人とけんかをし、その後、関係がうまくいかずに悩んでいた。／クラスになじむことができずに悩んでいた。 等
- ⑦ いじめの問題 : いじめられ、つらい思いをしていた。／保護者から自殺した児童生徒に対していじめがあったのではないかと訴えがあった。／自殺した児童生徒に対するいじめがあったと他の児童生徒が証言していた。 等
- ⑧ 病弱等による悲観 : 病気や病弱であることについて悩んでいた。 等
- ⑨ えん世 : 世の中を嫌なもの、価値のないものと思つて悩んでいた。 等
- ⑩ 異性問題 : 異性問題について悩んでいた。 等
- ⑪ 精神障害 : 精神障害で専門家による治療を受けていた。 等
- ⑫ 不明 : 他の項目のどれにも該当しないもの。

調査Ⅶ 出席停止の措置の状況（教育委員会のみ回答）

※この調査票は統計以外の目的には使用いたしません。

都道府県番号		都道府県（市区町村）名		設置区分	
記入者名		所属課名		電話番号	
				e-mail	

都道府県番号は、学校基本調査における番号と同じものとする。（市区町村教育委員会においては記入不要）。

1. 出席停止の措置が採られた小・中学校数及び市町村教育委員会数

小学校数	(校)	
中学校数	(校)	
市町村教育委員会数	(市町村)	

(注1) 「出席停止」とは、学校教育法第35条又は第49条に基づく措置をいう。なお、この出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

(参考)

学校教育法第35条
市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
三 施設又は設備を損壊する行為
四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
②市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
③前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
④市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

学校教育法第49条

第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。

(注2) 中学校には、中等教育学校前期課程を含まない。

(注3) 出席停止の措置が採られた小・中学校数及び市町村教育委員会数について、これらの措置を命じた延べ小・中学校数及び教育委員会数ではなく、これらの措置に係る実学校数及び教育委員会数を記入する。

(例) ある市町村教育委員会が、2校につき各1件の出席停止を命じた場合は、学校数2、教育委員会数1と数える。

(注4) 「市町村教育委員会」には、市町村教育委員会のほか、区及び組合等の教育委員会も含む。

(注5) 調査Ⅰの「7. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数」及び、調査Ⅱの「8. いじめの対応状況(1) いじめる児童生徒への特別な対応」に計上したものについても、除外することなくこれを含めて記入すること。

(注6) 「市町村教育委員会数」の欄について、市町村教育委員会にあっては、所管下の学校において1件以上の出席停止の措置を採った場合のみ、「1」を記入すること。都道府県教育委員会にあっては、出席停止の措置を採った域内の市町村教育委員会数を記入すること。

2. 出席停止の学年・男女別件数等

(単位：件)

都道府県番号	0
国公私	0

小1年	男子	
	女子	
小2年	男子	
	女子	
小3年	男子	
	女子	
小4年	男子	
	女子	
小5年	男子	
	女子	
小6年	男子	
	女子	
小計	男子	0
	女子	0
	計	0
中1年	男子	
	女子	
中2年	男子	
	女子	
中3年	男子	
	女子	
小計	男子	0
	女子	0
	計	0
合計	男子	0
	女子	0
	計	0

(注) 1人に対する1回の措置について1件とする(以下同じ。)

(例) 1人が措置を2回受けた場合は2件とする。3人が同時に措置を受けた場合は3件とする。

3. 出席停止の期間別件数

(単位：件)

区 分	(1) 3日以内	(2) 4～6日	(3) 7～13日	(4) 14～20日	(5) 21日以上	(6) 計
小 学 校						0
中 学 校						0

都道府県番号	0
国公私	0

(注1) 「(6) 計」の欄の件数は、「2. 出席停止の学年・男女別件数等」の小計の件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注2) 期間については、休業日は算入しないこと。

(例) 平成28年11月10日(木)～平成28年11月18日(金) → 7日間

4. 出席停止の理由別件数

(単位：件)

区 分	小 学 校	中 学 校
対 教 師 暴 力		
生 徒 間 暴 力		
対 人 暴 力		
器 物 損 壊		
小 計	A 0	B 0
授 業 妨 害		
い じ め	C	D
そ の 他		
計	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 「小計」の欄のA, Bの人数は、調査Ⅰの「7. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数」(5頁)の「(4) 出席停止」のA, Bの人数と同じか、それ以上になる。

(注3) 「いじめ」の欄のC, Dの人数は、調査Ⅱの「8. いじめの対応状況」の「(1) いじめる児童生徒への特別な対応」(11頁)の「⑧出席停止」のA, Bの人数と同じになる。

調査Ⅷ 教育相談の状況（教育委員会のみ回答）

※この調査票は統計以外の目的には使用いたしません。

都道府県番号	都道府県（市区町村）名	記入者名	所属課名	電話番号	e-mail
--------	-------------	------	------	------	--------

注1 都道府県番号は、学校基本調査における番号と同じものとする（市区町村教育委員会においては記入不要）。

注2 本調査については、教育委員会にて回答する。なお、記入にあたっては、下記を参照のこと。

1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会（学校教育所管部局）が所管する教育相談を行っている機関等の状況（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）

区 分	機関数(箇所) (1)	教育相談員数(人)			教 育 相 談 件 数 (件)				
		(2) 常勤職員数	(3) 非常勤職員数	(4) 合計	(5) 来所相談	(6) 電話相談	(7) 訪問相談	(8) 巡回相談	(9) 合計
教育相談機関	教育センター・研究所			0	①				0
	教育相談所・相談室			0	②				0
合 計	0	0	0	0	③ 0	④ 0	⑤ 0	⑥ 0	0

(注1) 表中、「教育センター・研究所」とは、教員研修、専門的研究、教育相談等の活動を行う総合的な機関であり、「教育相談所・相談室」とは、教育相談のみを行う機関（教育委員会や地方教育事務所の建物の中に設置されている相談室や相談コーナーを含む。）をいうものとする。

(注2) 訪問相談とは依頼に応じて訪問して行う教育相談をいう。

(注3) 教育相談件数は、本人、保護者等に数回継続して教育相談を実施した場合でも実質的に一つのケースを1件として数えて記入する。ただし、途中から相談方法を変えるなど複数の方法で相談を行った場合には、それぞれの相談方法ごとに1件と数えること。

(注4) 教育相談員の欄の「常勤職員数」とは地方自治法第204条により給料等を支給される者の数とし、「非常勤職員数」とは、同法第203条により報酬の支給と費用弁償を受ける者の数とする。

(注5) 来所相談の合計の数(③)は、「3. 来所相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数」の来所教育相談総件数の計(③)と一致すること。

(注6) 電話相談・訪問相談・巡回相談の合計の数(④・⑤・⑥)は、「4. 電話相談・訪問相談・巡回相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数」の教育相談件数のそれぞれの形態の計(④・⑤・⑥)と一致すること。

2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況（指定都市教育委員会においては記入不要）

機 関 数 (箇所)	
教 育 相 談 員 数 (人)	常 勤
	非 常 勤
	計
教 育 相 談 件 数 (件)	来 所
	電 話
	訪 問
	巡 回
	計

(注1) 指定都市の教育委員会を除き、区及び組合等の教育委員会を含む。

(注2) 「教育相談を行っている機関」には、教育センター・研修所、教育委員会及び所管施設等の相談室を含む。

(注3) 「常勤職員数」とは地方自治法第204条により給料等を支給される者の数とし、「非常勤職員数」とは同法第203条により報酬の支給と費用弁償を受ける者の数とする。なお、指導主事が教育相談員を兼ねている等、他の業務を主とした上で教育相談員の業務を兼務している職員については、教育相談員数に数えない。

3. 来所相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）

（単位：件）

都道府県番号	0
--------	---

区 分		(1) 小学生	(2) 中学生	(3) 高校生	(4) その他	(5) 計
教育センター・研究所での来所教育相談件数	(A)					① 0
教育相談所・相談室での来所教育相談件数	(B)					② 0
来所教育相談総件数	(AとBの合計) (C)	0	0	0	0	③ 0
	いじめに関する教育相談件数					0
	不登校に関する教育相談件数					0

（注1） (A), (B), (C) のそれぞれの計（「(5) 計」の①, ②, ③）は、「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会（学校教育所管部局）が所管する教育相談を行っている機関等の状況」の「(5) 来所相談件数」の①, ②, ③と一致すること。

（注2） いじめに関する教育相談と不登校に関する教育相談を併せて行った場合は、「いじめに関する教育相談件数」と「不登校に関する教育相談件数」の両方の欄に計上すること。

4. 電話相談・訪問相談・巡回相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）

（単位：件）

区 分		(1) 小学生	(2) 中学生	(3) 高校生	(4) その他	(5) 計
教 育 相 談 件 数	電話相談					④ 0
	訪問相談					⑤ 0
	巡回相談					⑥ 0
内	いじめに関する相談	電話相談				0
		訪問相談				0
		巡回相談				0
数	不登校に関する相談	電話相談				0
		訪問相談				0
		巡回相談				0

（注1） 教育相談件数の電話相談・訪問相談・巡回相談の計④, ⑤, ⑥は、「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会（学校教育所管部局）が所管する教育相談を行っている機関等の状況」のそれぞれの形態の教育相談件数の計④, ⑤, ⑥と一致すること。

（注2） 「いじめに関する相談」及び「不登校に関する相談」の件数は、「教育相談件数」の内数で記入すること。